R6.4～

みよし市病児保育事業　利用のご案内

★病児保育とは

病気やけがの回復期にあるお子さん（病後児）又は回復期に至らないお子さん（病児）が集団保育の困難な期間、一時的に専用施設でお預かりするサービスです。

★病児保育を利用できるお子さん

みよし市在住で、利用当日に保護者が就労等により自宅で安静・療養ができない事情にあるお子さん

※　就労等とは、保育園入園要件に準ずる程度の社会的理由
※　１回の利用は、原則、７日間以内です。
※　感染力の強い疾患など、病状によりお預かりできない場合があります。
　利用施設にご相談ください。

保育室 ところ	休室日	保育時間	料金	対象年齢 （定員）
みよし市民病院 「Ｑの家（おうち）」 みよし市三好町 八和田山 15 0561- 33-3300	土・日・祝日 休診日	午前８時３０分 ～ 午後５時 ※緊急時 延長 午後６時まで	2,000 円／日 （延長料金は 500 円／30 分）	生後８か月 ～ 小学６年生 （３名）

＜お問合せ先＞

みよし市役所保育課
電　話（０５６１）７６－５４２０【直通】
ＦＡＸ（０５６１）７６－５１０３
〒470-0295　みよし市三好町小坂 50 番地
ホームページアドレス
http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/

利用の方法・持ち物について

（１）予約（利用申請）

●原則、書類提出先着順で受付します。

【予約対応時間】

　みよし市民病院小児科　午前８時３０分～午後３時

※　お子さんの状態によりお預かりできない場合がありますので、事前にお電話等でご確認ください。

●原則、利用日前日の午後３時までに以下を提出し、予約完了となります。

①病児保育利用基本台帳（毎年度１回の提出です。）

②病児保育利用申込書兼通知書

③病児保育連絡票

③は、かかりつけの医院等で受診し、書類を作成することになります。 また、医療機関によっては、受診の際に「保険外併用療養費」がかかる場合があります。

【利用の取消し】

利用の取消しは、前日の午後 5 時までに実施施設に申し出てください。申出がない場合には、利用しなくても利用料金全額をいただきます。また、利用料金をお支払いただけない場合は、次回の利用を制限させていただくことがあります。

（２）病児保育の利用

※利用方法については、市民病院小児科にお問合せください。

●医師の診察後に入室します。

※　当日のお子さんの状態によりお預かりできない場合があります。

●お迎え時間を決定（原則、午後５時までの間）します。

（３）保育

●保育士・看護師が、お子さんの病状の変化等に注意しながらお預かりします。

（４）お迎え（支払い）

●保育中の病状や遊びの様子を、保育士又は看護師がお伝えします。

●利用料金の支払いをします。（現金のみ。クレジットカード不可。）

●原則、同じ方が送り迎えをするようお願いします。

持ち物

・健康保険証・子ども医療受給者証・お薬手帳

・主治医の処方薬（1 回分毎に名前を御記入ください。）

・一時保育（病児・病後児）連絡票（当日の市民病院診察後に渡されます。）

・昼食、おやつ、お茶

・衣類（着替え・パジャマ・下着・オムツ・おしりふき・食事用エプロンなど）

・タオル類（バスタオル、手ふきタオルなど）

・ビニール袋（汚れ物入れ用）

・お気に入りのおもちゃ（あれば）